

納期限

今月の納期限は3月31日(火)です

- ◇国民健康保険税(9期)
- ◇後期高齢者医療保険料(9期)
- ◇介護保険料(3月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

時 毎週水曜日
13:00~16:00

場 福祉センター3階
問 御坊市社会福祉協議会

☎0738-22-5490
FAX0738-22-9991

◇人権相談

時 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15

場 和歌山地方法務局御坊支局
問 全国共通人権相談ダイヤル

☎0570-003-110

※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

時 毎週木曜日
13:30~16:00

場 財部会館
問 和歌山弁護士会

☎073-422-5005

※事前予約が必要です。
※30分で5,000円程度の相談料が必要です。

◇行政相談

時 3月11日(水)
13:00~15:00

場 福祉センター3階
問 市民環境課

☎0738-23-5506
FAX0738-24-3255

※行政相談委員が相談に応じます。

会社を退職された方へ
国民年金の手続きは
お済みですか？

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要で

す。会社を退職された方に扶養されている配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社(または共済組合)への届出が必要で

定額保険料額

月額17,510円
(令和7年度)

○免除・納付猶予制度について
保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)の保険料が免除になる制度があります。

退職(失業)の場合

通常の免除・納付猶予申請は、申請者本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職(失業)された方の前年の所得がゼロとして審査されます。

手続きに必要なもの

退職された方の雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など、失業していることを確認できる公的機関の証明書の写し及び本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

問 保険年金課

☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890

年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

時 3月19日(木)
10時~11時30分
13時~15時

場 市役所1階会議室101・102
申 田辺年金事務所お客様相談室
☎0739・24・0432

※電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予約を受付しています)

問 保険年金課
☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890

本人通知制度を ご存じですか？

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前登録者に対して交付した事実を通知する制度です。

住民票の写しなどの不正請求の抑止と早期発見に大きな効果が見込まれます。大切な個人情報を守るためにご登録ください。

なお、登録した方の住民票の写しや戸籍謄本などの交付を差し止める制度ではありません。

詳しくは、市民環境課までお問い合わせください。

問 市民環境課

☎0738・23・5500
FAX0738・24・3255

単独処理浄化槽を お使いの皆様へ

身近な水環境保全のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等には、補助金が交付される場合があります。

詳しくは、次の二次元コードから県ホームページをご確認いただくか、市民環境課までお問い合わせください。

問 市民環境課

☎0738・23・5506
FAX0738・24・3255

